

広島県告示第千二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和五年十一月十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東城停車場線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
庄原市東城町川東一四六二番八地先から 庄原市東城町川西四二六番一地先まで		新	九・七〇～二二・四〇	四九七・五〇	路線延伸
		旧	—	—	